

## 2月に今年度最後の集団健診実施!

～特定健診(メタボ健診)や各種がん検診を行っています～

皆さん、今年度の健康診断はお済みでしょうか?年に一度は健診を受けましょう!「集団健診受診券」をお持ちでない方や容器が必要な方はご連絡ください。

日程	受付時間		場所
	日	時間	
平成27年 2月	4日(水)	①午前 8時～ 8時30分	市保健センター
	5日(木)	②午前 9時～ 9時30分	
	6日(金)	③午前10時～10時30分	
	7日(土)		



項目	内容	対象	料金
特定健診	基本項目…体重、身長、腹囲、血圧、尿検査(糖・蛋白)、血液検査(中性脂肪、HDL・LDL コレステロール、肝機能、ヘモグロビン A1c、尿酸) 詳細項目…心電図、眼底検査、貧血検査、クレアチニン検査(腎機能)	30代	1,300円 (基本項目のみ)
		40歳以上国保	1,800円
		後期高齢者	500円
胸部検診	レントゲン間接撮影	40歳以上社保の方はご加入の健康保険などにご確認ください。	
		16～39歳	300円
胃がん検診	バリウムによるレントゲン撮影	40歳以上	510円
大腸がん検診	便の潜血検査(専用容器に採取して提出)	40歳以上	1,540円
前立腺がん検診	血液検査(PSA 検査)	40歳以上	610円
		50歳以上男性	1,000円

申・問 健康管理課(市保健センター内) ☎内線1742(平日午前8時30分～午後5時15分)

### 国保にご加入の皆様へお知らせ

### 平成27年1月から高額療養費が変わります!

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変更になります。今までよりも所得要件が細分化され、皆さんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

70歳未満の方の自己負担限度額 ※70歳以上の方の自己負担限度額は変更なし。

平成26年12月まで			平成27年1月から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位 所得者	600万円超	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1% 【多数該当: 83,400円】	ア	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 【多数該当: 140,100円】
			イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 【多数該当: 93,000円】
B 一般 所得者	600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数該当: 44,400円】	ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数該当: 44,400円】
			エ	210万円以下	57,600円 【多数該当: 44,400円】
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 【多数該当: 24,600円】	オ	住民税非課税	35,400円 【多数該当: 24,600円】

※所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額」のことです。

※多数該当とは、過去12ヶ月以内に、同一世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

高額療養費制度とは?…1カ月の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えたとき、その超えた分が国保から払い戻される制度です。自己負担限度額は、70歳未満か70歳～74歳かどうかで異なり、また所得によっても異なります。

制度改正に伴い限度額適用認定証の有効期間も変わります…平成26年8月に交付されている70歳未満の人の限度額適用認定証は、制度改正に伴い有効期間が平成26年12月末日までとなっています。そのため、新しい認定証(有効期間は平成27年7月末日まで)が平成26年12月に交付されます(申請は必要ありません)。

問 医療年金課 ☎内線1724～1727